



平成 24 年 12 月 18 日

各 位

大阪市北区堂島浜二丁目 2 番 8 号 東洋紡ビル  
ヴィンキュラム ジャパン株式会社  
代表取締役社長 瀧澤 隆  
(JASDAQ・コード番号：3784)  
問い合わせ先 執行役員管理部長 西條 直樹  
TEL 06-6348-8951

## 商号の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年12月18日開催の取締役会において、平成25年2月19日開催予定の当社臨時株主総会で「定款の一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、商号を変更することを決議するとともに、「定款の一部変更の件」を同臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 商号の変更

##### (1) 変更の理由

当社は、平成24年12月18日付「ヴィンキュラム ジャパン株式会社と株式会社ヴィクサスの合併契約締結に関するお知らせ」において発表のとおり、平成25年4月1日を合併効力発生日として、株式会社ヴィクサスとの間で合併契約を締結いたしました。これに伴い、これまで両社が構築してきた実績と信頼を継承し、両社の強みを融合し、一層の持続的成長を目指すため、両社の社名を融合した新たな社名に変更することが最善と判断いたしました。

##### (2) 新商号

株式会社ヴィンクス (英文名 VINX CORP.)

##### (3) 変更予定日

平成25年4月1日

なお、平成25年2月19日に開催予定の臨時株主総会に付議される定款の一部変更（本商号の変更を含む）にかかる議案が承認されることが条件になります。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

当社は、株式会社ヴィクサスとの合併に伴い、その効力発生日をもって、定款の一部を変更するものです。本定款変更は、平成25年2月19日開催予定の臨時株主総会において付議される合併契約の承認議案が承認され、本合併の効力が発生することを条件に行うものです。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### (3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催予定日	平成 25 年 2 月 19 日
定款変更の効力発生予定日	平成 25 年 4 月 1 日

以 上

## 定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、<u>ヴィンキュラム ジャパン株式会社</u>と称し、英文では、<u>Vinculum Japan Corporation</u>と表示する。</p>	<p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、<u>株式会社ヴィンクス</u>と称し、英文では、<u>VINX CORP.</u>と表示する。</p>
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンピュータソフトウェアの開発、販売、リース</li> <li>2. コンピュータによる情報処理サービス、情報通信サービス<u>及び</u>情報収集・提供サービス</li> <li>3. コンピュータシステム<u>及び</u>情報通信システムの管理・運用</li> <li>4. データ入力の代行</li> <li>5. コンピュータ<u>及び</u>周辺機器の製造、販売、リース、保守</li> <li>6. コンピュータ<u>及び</u>周辺機器の付属品、部品、消耗品の製造<u>及び</u>販売</li> <li>7. コンピュータシステムに関する調査、研究、コンサルティング、出版<u>及び</u>教育・訓練業務</li> <li>8. コンピュータシステムの開発・運用に関する業務代行<u>及び</u>労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</li> <li>9. 電気通信工事<u>及び</u>電気工事の施工、設計、管理<u>並びに</u>請負</li> <li>10. 前各号に付帯関連する一切の業務</li> </ol>	<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンピュータソフトウェアの開発、販売、<u>販売代理店業</u>、リース<u>および</u>賃貸</li> <li>2. コンピュータによる情報処理サービス、情報通信サービス<u>および</u>情報収集・提供サービス</li> <li>3. コンピュータシステム<u>および</u>情報通信システムの<u>企画、設計、導入、管理、保守</u><u>および</u>運用</li> <li>4. データ入力の代行</li> <li>5. コンピュータ<u>および</u>周辺機器の製造、販売、<u>販売代理店業</u>、リース、<u>賃貸</u><u>および</u>保守</li> <li>6. コンピュータ<u>ならびに</u>周辺機器の付属品、部品、消耗品、<u>事務用品</u>の製造<u>および</u>販売</li> <li>7. コンピュータシステムに関する調査、研究、コンサルティング、出版<u>および</u>教育・訓練業務</li> <li>8. <u>流通・小売業に関するコンサルティング業務</u></li> <li>9. コンピュータシステムの開発・運用に関する業務代行<u>および</u>労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</li> <li>10. 電気通信工事<u>および</u>電気工事の施工、設計、管理<u>ならびに</u>請負</li> <li>11. 前各号に付帯関連する一切の業務</li> </ol>
<p>第3条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第12条 (現行どおり)</p>
<p>第13条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第13条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。</u>取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2. <u>株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めたとおりに従い取締役社長または取締役副社長がこれにあたる。取締役社長および取締役副社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p>
<p>第14条及び第15条 (条文省略)</p>	<p>第14条及び第15条 (現行どおり)</p>
<p>第16条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p>	<p>第16条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p>
<p>第17条～第19条 (条文省略)</p>	<p>第17条～第19条 (現行どおり)</p>

<p>第20条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第20条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。<u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2. <u>取締役会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めたところに従い取締役社長または取締役副社長がこれにあたる。取締役社長および取締役副社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p>
<p>第21条～第42条（条文省略）</p>	<p>第21条～第42条（現行どおり）</p>

以上